

ふれあい子育て サポートセンターSORA ご案内

社会福祉法人 厚生館福祉会
ふれあい子育てサポートセンターSORA

ふれあい子育てサポートセンターとは・・

育児の援助を受けたい者(利用会員)と、育児の援助を行いたい者(子育てヘルパー会員)との相互援助活動を支援する組織です。相互援助活動を支援することにより、安心して子育てが出来る環境づくりに資することを目的としています。

1. 会員

【利用会員】

川崎市に在住し、生後4か月から小学校6年生までの同居している子どもを養育している方

【子育てヘルパー会員】

川崎市に在住し、心身ともに健康で援助活動に理解と熱意があり、安全に子どもを預かることができる20歳以上の方で、子育てサポートセンターが実施する登録時研修と年1回の救急法研修を受講していただける方

※ 必要に応じて、子育てヘルパー会員・利用会員の両方に登録することができます。

2. 援助活動の内容

【援助活動を行う場所】

原則として子育てヘルパー会員の自宅、こども文化センター、地域子育て支援センター

【依頼できる援助活動】

- (1)保育所、幼稚園、学校等の開始時まで、あるいは終了後、お子さんを預かること。
- (2)保育所、幼稚園、学校、習い事等までの送迎を行うこと。
- (3)保護者の通院や外出の際に、一時的にお子さんを預かること。
- (4)保護者が出産や病気の際、お子さんを預かること。

【依頼できない援助活動】

- (1)同時に複数の利用会員のお子さんを預かること。
- (2)宿泊を伴う援助活動や、活動中にお子さんを入浴させること。
- (3)お子さんが病気療養中にある時の預かり。投薬などの医療行為。(お預かり中の急な発熱の場合 37.5°C以上でご連絡しますので、直ちに引き取りに来てください。)
- (4)お子さんの急な発熱やケガなどによる保育所、幼稚園、学校等への迎え。
- (5)お子さんを病院へ連れて行くこと。(援助活動中の緊急時を除く)
- (6)保護者等責任ある大人への引き渡しができない活動。
- (7)自転車を使用して活動すること。お子さんが単独で自転車を使用することもできません。

※ 子育てヘルパー会員は、自分の空いた時間を使って活動するため、希望する援助日全ての活動はできません。

※ 子育てヘルパー会員の都合により、援助活動ができなくなることがあります。

※ 会員としてふさわしくない行為があった場合や、センターの規則に違反した場合は会員の資格を喪失する場合があります。

3. 援助活動の時間 ※ 原則として短時間の活動になります。

- (1)援助活動は、原則として午前7時から午後9時までの間の必要な時間とします。
- (2)お子さんを預かった時から、利用会員または施設に引き渡すまでが援助時間になります。

ただし子育てヘルパー会員が既定の経路で、利用会員宅または施設から自宅に帰着するまでの時間を含む場合もあります。

4. 申し込みから援助活動(利用)開始までの手順

①センターのホームページの「ご利用に際しての詳細 (PDF)」→「ご案内」を確認

- ・「ご案内」をお読みいただき、依頼内容について必ずご家族でご相談ください。



②援助活動(利用)を依頼する場合は、センターへ電話で申し込み

- ・電話で依頼内容をお伝えください。
- ・依頼内容によっては、ご紹介できない場合もあります。



③依頼に合わせてコーディネートします

- ・子育てヘルパー会員の都合ですぐに連絡が取れない場合があります。
- ・お申し込みから利用開始まで通常 1~2 週間かかります。



子育てヘルパー会員がみつかる

子育てヘルパー会員がみつからない

- ・活動できるヘルパー会員がない場合はご紹介、ご入会(登録)ができません。



④顔合わせ(事前打ち合わせ)の調整

- ・電話で日時や場所を調整します。顔合わせをしないと利用ができません。
- ・顔合わせは、平日 9:30~16:30 の間に行います。
- ・土日祝日、時間外の顔合わせはしておりません。
- ・日時、場所の決定後「顔合せ確認書」と「入会申込書」を郵送しますのでご確認ください。



⑤顔合わせ・ならし保育の実施

- ・顔合わせで入会(登録)手続きをします。「入会申込書」に記入してご持参ください。
- ・顔合わせに続けてならし保育をします。ならし保育は報酬が発生します。
- ・施設への送迎を依頼される方は、ならし保育の間に子育てヘルパー会員と施設へ行き、往復の経路の確認や施設との打ち合わせをお願いします。
- ・顔合わせに 40 分、ならし保育(経路の確認、施設との打ち合わせを含む)に 1 時間ほどかかります。



⑥援助活動(利用)開始

- ・援助活動時間に応じて、報酬が発生します。
- ・報酬は、援助活動終了時に直接子育てヘルパー会員にお渡しください。

5. 入会(登録)について

(1)会員登録の有効期限は 1 年間です。1 年ごとに更新または退会の意思確認をいたします。期日になりましたらセンターからお知らせが届きますので、必ず確認とお返事をお願いいたします。

6. 報酬について

子育てヘルパー会員に支払う報酬額の基準は次の通りとします。

区分	報酬額
月曜日から金曜日までの 午前8時から午後6時	1時間当たり 800円
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始 並びに上記の時間帯以外の時間	1時間当たり 900円

- (1)援助時間が1時間未満のときは1時間とし、それ以降は30分単位で切り上げて精算します。
- (2)援助活動が月曜日から金曜日までの午前8時と午後6時を含むときは、その時刻を含む1時間は900円とします。
- (3)2人目以降のお子さんについては、半額の報酬です。
- (4)子育てヘルパー会員が食事を提供する場合、以下の費用をお支払いください。
未就学児 300円、小学生1~3年 400円、小学生4~6年 500円
おやつ提供の場合は実費で精算しますので、なるべくご持参ください。
- (5)お子さんの送迎等にかかる交通費は実費で精算します。
- (6)利用会員がキャンセルした場合、下記のキャンセル料が発生します。
- ①利用予定日の前日までに申し出たとき・・無料
 - ②利用予定時刻前までに申し出たとき・・利用予定時間の報酬の半額
 - ③利用予定時刻を過ぎて申し出たとき・・利用予定時間の報酬の全額
 - ④連絡をしないで利用しなかったとき・・利用予定時間の報酬の全額
- ※ キャンセル料は忘れずにお支払いください。

◇兄弟で利用した場合の例

- ・兄弟2人 平日9時~11時に保育の依頼。
兄のみ当日9時前にキャンセルした場合→キャンセル料 400円(2人目の報酬の半額)
弟は利用したので報酬(800円×2時間=1600円)が発生します。

7. 注意事項

- (1)お互いのプライバシーを守りましょう。
- (2)おむつや遊具等、保育に必要なものは、利用会員が持参してください。
- (3)食事の提供は子育てヘルパー会員が同意した場合のみ可能です。その際には、十分に打ち合わせをしてください。またお子さんに合った食器類(箸やスプーン等を含む)をご持参ください。食事提供のある依頼をキャンセルする場合は、早めに子育てヘルパー会員へ連絡をお願いします。
※ アレルギーのあるお子さんの食事提供は、対応できない場合がありますので、センターへご相談ください。
- (4)約束の時間は守りましょう。遅れる場合は必ず連絡を入れてください。
- (5)登録後「会則」をお渡ししますので、よくお読みください。
- (6)援助活動中に事故が発生した場合は、対処後にセンターへご連絡ください。

8. 補償保険の加入

利用会員のお子さんと子育てヘルパー会員は、事故に備え補償保険に加入しています。相互援助活動中に事故が発生した場合、当事者である会員相互間において解決することとなりますが、保険の手続きについてはセンターが行いますので、ケガや事故が起きた場合は、必ずセンターへご連絡ください。

※ 会員登録をしていない方が利用した場合は、補償の対象となりません。

【依頼子供傷害保険】

利用会員のお子さんが、援助活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、子育てヘルパー会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

※ 熱中症・細菌性食中毒も保証します。地震など天災によるケガの事故も保障します。

保険金の種類	保険金額(補償額)	備 考
死 亡	300万円	事故日を含めて180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万～12万円	事故日を含めて180日以内の後遺障害の発生
入院(1日)	3,000円	事故日を含めて180日以内の入院
手 術	3,000円×所定の倍率	事故日を含めて180日以内の所定の手術 1事故に基づく傷害につき1回の手術
通院(1日)	2,000円 (1事故につき90日を限度)	事故日を含めて180日以内の通院

【提供会員傷害保険】

子育てヘルパー会員が、援助活動中や送迎等の往復途上(自宅と施設や利用会員宅までの通常経路)において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

※ 熱中症・細菌性食中毒も保証します。地震など天災によるケガの事故も保障します。

保険金の種類	保険金額(補償額)	備 考
死 亡	500万円	事故日を含めて180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万～20万円	事故日を含めて180日以内の後遺障害の発生
入院(1日)	3,000円 (1事故につき180日を限度)	事故日を含めて180日以内の入院
手 術	3,000円×所定の倍率	事故日を含めて180日以内の所定の手術 1事故に基づく傷害につき1回の手術
通院(1日)	2,000円 (1事故につき90日を限度)	事故日を含めて180日以内の通院

【賠償責任保険】

子育てヘルパー会員が、援助活動中、監督ミス等や提供した飲食物が原因で、お子さんや第三者の身体または財物に損害を与えたことについて、法律上の損害賠償責任が生じた場合、負担する損害を補償するものです。

※ 地震・噴火・洪水・津波・高潮の際は補償対象となりません。

保険金額項目	支 払 限 度 額	内 容
施設賠償責任 生産物賠償責任	対人・対物 1事故2億円 ※生産物賠償責任は保険期間中	損害賠償金、訴訟費用、争訟費用、損害防止軽減費用、緊急措置費用、協力費用
提供会員の 往復途上の 個人賠償責任	対人・対物 1事故2億円	(同上)
初期対応費用	1事故1,000万円	担当者の派遣費用、事故現場の保全費用、見舞金、見舞品の購入費用
訴訟対応費用	1事故1,000万円	訴訟になった場合、応訴のために必要となる内部的費用
受託者賠償責任	1事故1,000万円	利用会員から預かった現金、預かりに必要な日用品の損壊・紛失、盗取・詐取
サイバーリスク	【賠償責任部分】 1請求保険期間中3億円 【サイバーセキュリティ事故 対応費用部分】 1請求保険期間中3,000万円	情報の漏えいまたはそのおそれにつき起因して被保険者が賠償責任を負うことで被る損害の補償 サイバーセキュリティ事故対応費用を負担することで生じた損害の補償

【提供会員災害見舞金補償】

利用会員のお子さんが、援助活動中に子育てヘルパー会員およびその親族の身体や財物に損害を与えた場合に、災害見舞金をお支払いします。

補償区分	支払限度額
身体の障害補償(傷害または疾病)	死亡 10万円 入院(日数により) 10万円～2万円 通院(日数により) 3万円～1万円
財物の損壊補償	実損害額による基準により 10万円～3千円 (3千円未満は0円)

9. 災害時の対応について

自然災害時の対応ガイドラインで『震度6弱以上の地震が発生した場合や地震または風水害等による相当程度の被害が確認され川崎市から指示があった場合には、その時点で現に行っている援助活動以外の新たな援助活動は休止する』と定められております。

お子さんを預けているときに、地震の発生または警戒宣言が発令された場合は、直ちにお子さんを引き取りに行ってください。地震・津波などの災害が起きた際には利用会員、子育てヘルパー会員の両者間で対応・対処をしていただきます。

災害時に対応できるよう、日頃から避難場所や経路、連絡方法等について、ご家族や子育てヘルパー会員と相談や確認をしておきましょう。

緊急時のセンターからの連絡方法は、メール配信システム「マチコミ」を使用しています。入会後「マチコミ」メールへの登録をお願いします。

10. 幼児教育・保育の無償化について

ふれあい子育てサポート事業は幼児教育・保育の無償化の対象事業となっており、申請をすることで、無償化の対象となるお子さんが利用した場合の報酬(利用料)が市から償還払いで支払われます。

無償化の対象となる要件(対象となるお子さんの年齢は0～5歳など)や申請の詳細については、

川崎市幼保無償化事務センター 電話 044-246-2025 (受付：平日 10:00～19:00)
へお問い合わせください。

※子育てヘルパー会員には通常どおり利用後に報酬をお支払いください。

※預かりを含む利用が対象のため、送迎のみの利用は対象外です。



この活動は、子育て中のご家族を応援するものです。

子育てヘルパー会員の都合がつかない日に備えて、別の手だても
考えておくようにしましょう。地域に根差した活動なので、お互い
が日常のバランスを崩さないように気をつけましょう。

良い関係が築けるようお手伝いしたいと思いますので、お気軽に
ご相談ください。

* * *お問い合わせ* * *

ふれあい子育てサポートセンターSORA
(麻生区・多摩区 担当)

〒214-0003

川崎市多摩区菅稻田堤 1-17-25

社会福祉法人 厚生館福祉会 星の子愛児園内

電話 044-944-8866 fax 044-944-1533

mail sup1003@hoshinoko.kouseikan-f.org

開設時間 月～金曜日 9:00～17:00

(土・日・祝日・年末年始は閉室)

◇ JR 南武線 稲田堤駅より徒歩 3 分

◇ 京王相模原線 京王稻田堤駅北口より徒歩 1 分

◇ 駐車場はありません。近辺のコインパーキングをご利用ください。

2024.4 改定